

新公立病院改革プランの点検・評価の概要
(平成30年度実績)

団 体 名	一部事務組合下北医療センター							
プ ラ ン の 名 称	東通地区診療所新改革プラン							
策 定 日	平成	29	年	3	月	17	日	
対 象 期 間	平成	29	年度	～	令和	2	年度	
病院の現状	病院名	東通村診療所			現在の経営形態	指定管理者制度(利用料金制)		
	所在地	青森県下北郡東通村大字砂子又字里17番地2						
	平成30年度当初の許可病床数 (平成30年4月1日現在)	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
		一般・療養病床の病床機能	19					19
	平成30年度中の許可病床数の変更状況	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
		一般・療養病床の病床機能	0					0
病院の現状	病院名	白糠診療所			現在の経営形態	指定管理者制度(利用料金制)		
	所在地	青森県下北郡東通村大字白糠字赤平130番地9						
	平成30年度当初の許可病床数 (平成30年4月1日現在)	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
		一般・療養病床の病床機能	0					0
	平成30年度中の許可病床数の変更状況	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
		一般・療養病床の病床機能	0					0
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割とそれに向けた取組状況	<p>東通村は少子高齢化等の原因により、人口減少が顕著である上、公共交通機関が十分に整備されていないため、民間医療機関の立地が困難な過疎地域である。</p> <p>このような特性を持つ東通村内の医療ニーズに対し、一般医療を安定的に提供することが当診療所の役割である。また、地域医療構想を踏まえ、地域に必要とされる病床規模、病床機能、効率的な在宅医療の提供についての検討を行い、最適なサービスの提供に努める。</p> <p>東通村診療所を下北医療圏東通地区の保健・医療・福祉の拠点とし、白糠診療所を東通地区南部における東通村診療所の機能を補完する役割を持たせることにより、東通村内の一般医療を安定的に提供できるようにする。</p> <p>【取組状況】 前年度と同様東通村診療所受診者に対し引き続き無料送迎バスを運行。</p>						
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割とそれに向けた取組状況	<p>東通村老人福祉計画・介護保険事業計画にある介護予防や機能回復を重視した健康施策に対して、身体機能の維持、健康意識の啓発等、医療の面からのアプローチによって、地域包括ケアシステム構築に貢献していくことを役割とする。</p> <p>【取組状況】 当診療所においても他の病院・診療所と同様に医師不足という問題を抱えているが、約96人の在宅患者に訪問診療を実施している。 同施設内に老人保健施設並びに地域包括支援センターを設置し、医療と介護の連携を図っている。</p>						
	③ 一般会計負担の考え方	<p>指定管理者制度による診療所運営助成費の全額を一般会計の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る診療所経費を一般会計より負担。 ・一般会計より診療所用備品を購入(ナースコール設備)。 						
	④ 医療機能等指標に係る数値目標	上段(青色セル):目標、中段:実績、下段:達成度						
1)医療機能・医療品質に係るもの	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	備考
時間外・救急患者数 (東通村診療所のみ)	905	779	779	680	644	779	779	指定管理先
			108.5%	87.3%	82.7%			

	2)その他	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	備考
	⑤ 住民の理解のための取組	新公立病院改革ガイドラインに基づき、新改革プランを公表及び実施状況の点検・評価ができるよう努める。							
② 経営の効率化	① 経営指標に係る数値目標	上段(青色セル):目標、中段:実績、下段:達成度							
	1)収支改善に係るもの	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	備考
		2)経費削減に係るもの	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
	3)収入確保に係るもの	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	備考
	1日当たり入院患者数(人) 東通村診療所	14	14	14	14	14	14	14	指定管理先
				100.0%	100.0%	78.6%			
	1日当たり外来患者数(人) 東通村診療所	74.3	74.3	73.3	70.9	72.6	70.6	70.6	指定管理先
				100.0%	100.0%	100.0%			
	白糠診療所	22.2	22.3	19.5	17.3	16.5	16.9	16.9	指定管理先
				100.0%	100.0%	100.0%			
	病床利用率(%) 東通村診療所	73	73	73	73	73	73	73	指定管理先
				100.0%	100.0%	100.0%			
	4)経営の安定性に係るもの	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	備考

② 目標達成に向けた具体的な取組		計画	実績						
	民間的経営手法の導入	平成18年度に利用料金制による指定管理者制度を導入済みである。 指定管理者:公益社団法人地域医療振興協会	平成18年度より利用料金制による指定管理者制度を導入済みであり、今後も継続予定。						
	事業規模・事業形態の見直し	一般病床19床で運営を行っているところであるが、東通地区に必要とされる医療の規模、内容を検証し、最適なサービスの提供に努める。	指定管理者制度を導入済みであり対策済み。						
	経費削減・抑制対策	指定管理者制度を導入済みであるため、経費削減・抑制対策は対策済みである。施設改修等建設事業は一般会計の直接事業として実施し、借入金を発生させない方式としている。	指定管理者制度を導入済みであり対策済み。						
	収入増加・確保対策	指定管理者と連絡を緊密に行い、経営状況の把握に努め、公立病院としての機能と役割を果たしつつ、より持続可能な経営が図られるよう協力体制を構築する。 指定管理者制度による診療所運営助成費用の全額を一般会計の負担としている。	東通村内の少子高齢化に伴う、人口減少の現状に注視し、日々変動する患者数に指定管理者と共に対応・対策が取れるよう協力体制を強化。今後においてもより持続可能な経営が図れるよう努める。						
	その他	施設の維持管理に要する費用は、一般会計の直接経費としており、診療所会計は常に収益費用同額としている。	指定管理者との協定により費用負担について明確化し、財政協議を実施し経費を決定。						
(3) 再編・ネットワーク化	再編・ネットワーク化に向けた取組	地域医療構想で示された当圏域の機能分化・連携の方向性に基づき、毎年圏域ごとに開催される地域医療構想調整会議等を活用しつつ、圏域内の機能分化・連携について検討していくとともに、必要に応じて再編・ネットワークの見直しの必要性について検討する。 【取組状況】 下北医療センターでは、各地域においてバランスの取れた医療提供体制を構築するため、各施設の医療機能の適正化を図ることとし、平成30年度に医療機能等整備計画を策定した。本計画では、基本方針の1つに当地域の中核病院であるむつ総合病院病棟の建替えを掲げ、2019年度から詳細検討を開始することとしている。今後は、病棟建設を軸にして地域全体の医療体制を検討していくこととなる。							
(4) 経営形態の見直し	経営形態の見直しに向けた取組	平成18年度より利用料金制による指定管理者制度を導入済みである。 地方公営企業法の摘要区分については、前改革プランにおいて、小規模病院及び診療所は構成市町村へ移管し、むつ総合病院のみを一部事務組合方式での全部適用とする検討を行ったものの、医療提供及び経営に係る広域的な連携体制等を勘案し、一部適用を継続することとしている。 このことから、下北医療センターとして現行の運営形態を継続し、病院診療所の連携及び医療圏域全体の連帯感を高めつつ、安定した経営基盤作りを目指す。 【取組状況】 平成18年度より利用料金制による指定管理者制度を導入済みであり、今後も継続する。							
	総合評価	東通村診療所は、下北医療圏東通地区において保健・医療・福祉の拠点であり、医療を安定的に提供することが役割である。今後より一層効率的な医療提供体制を強化するため電子カルテの導入を予定しており、東通村の地域医療を支える。							
	その他特記事項								

1. 収支計画（収益的収支）

（単位：千円、％）

年度		年度							
		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (計画A)	30年度 (実績B)	30年度 (差B-A)	31年度 (計画)	32年度 (計画)
収	1. 医 業 収 益 a	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
	(1) 他会計負担金・補助金	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
	(2) 国（県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 常 収 益 (A)	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
入	1. 医 業 費 用 b	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
	(1) 職 員 給 与 費 c	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経 費	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
	(4) 減 価 償 却 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 常 費 用 (B)	69,000	80,000	80,000	80,000	93,500	13,500	80,000	80,000
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)		0	0	0	0	0	0	0	0
累 積 欠 損 金 (G)		13,865	13,865	13,865	13,865	13,865	0	13,865	13,865
不良債務	流 動 資 産 (ア)	530	530	530	530	530	0	530	530
	流 動 負 債 (イ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
不 良 債 務 (オ)		▲ 530	▲ 530	▲ 530	▲ 530	▲ 530	0	▲ 530	▲ 530
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		▲ 530	▲ 530	▲ 530	▲ 530	▲ 530	0	▲ 530	▲ 530
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		-	-	-	-	-	-	-	-

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (計画A)	30年度 (実績B)	30年度 (差B-A)	31年度 (計画)	32年度 (計画)	
収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収 入 計 (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
4. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0		

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (計画A)	30年度 (実績B)	30年度 (差B-A)	31年度 (計画)	32年度 (計画)
収 益 的 収 支	(0) 69,000	(0) 80,000	(0) 80,000	(0) 80,000	(0) 93,500	(0) 13,500	(0) 80,000	(0) 80,000
資 本 的 収 支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合 計	(0) 69,000	(0) 80,000	(0) 80,000	(0) 80,000	(0) 93,500	(0) 13,500	(0) 80,000	(0) 80,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。